

27 水推第 22 号
平成 27 年 4 月 15 日

水産政策審議会
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令について
(諮問第 252 号)

別紙のとおり、内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成 26 年政令第 324 号）の一部を改正する政令を定め、うなぎ養殖業を内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項の指定養殖業として定めたいので、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

政令第 号

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第二十六条第一項及び第四項、第三十条並びに同条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。
本則に見出しとして「（指定養殖業の指定）」を付し、本則中「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、本則を本則第一条とし、本則に次の五条を加える。

（指定養殖業の許可の申請後養殖場が滅失した場合）

第二条 指定養殖業（法第二十六条第一項に規定する指定養殖業をいう。以下同じ。）について法第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定による公示があり、当該公示に係る許可の申請（以下「公示に係る許可の申請」という。）をした後に、当該申請に係る養殖場が滅失した場合において、滅失の日から六月以内に当該養殖場に代えて他の養殖場（次項

において「新養殖場」という。）において当該養殖業を開始又は再開する見込みであるときは、公示に係る許可の申請をすべき期間の満了日までにその旨を農林水産大臣に届け出たときに限り、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第一項から第四項までの規定の適用については、当該申請に係る養殖場は、滅失していないものとみなす。

2 前項の規定により滅失していないものとみなされた養殖場についての同項の申請に基づく許可を受けた者は、新養殖場において当該養殖業を開始若しくは再開する日又は同項の養殖場の滅失の日から六月を経過する日のうちいずれか早い日までに、新養殖場の名称、所在地及び面積を農林水産大臣に届け出なければならぬ。この場合において、同項の養殖場の滅失の日から六月を経過する日までに届け出ないときは、当該許可は、同日にその効力を失う。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 次条第一項に規定する場合において、同項に規定する他の養殖場についてした公示に係る許可の申請をしたとき。

二 公示に係る許可の申請をした養殖場（以下この号において「旧養殖場」という。）が滅失したため、

その旧養殖場に代えて他の養殖場について、その者から、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条第二号の規定による指定養殖業の許可の申請（その内容が従前の許可を受けた内容と同一であるものに限る。）があり、かつ、その養殖場につき当該指定養殖業の公示に係る許可の申請があった場合（その同号の規定による許可の申請に対し、これに係る当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日までに申請の却下を受けたときを除く。）

（滅失した養殖場に代わる他の養殖場についての指定養殖業の許可の申請）

第三条 指定養殖業について従前の許可を受けていた養殖場が当該指定養殖業についての公示に係る許可の申請をすべき期間の満了日の前六月以内に滅失した場合において、当該許可を受けていた者が当該指定養殖業につきその養殖場に代えて他の養殖場についてした公示に係る許可の申請（一の滅失につき一の申請に限る。）は、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項及び第四項の規定の適用については、現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした当該指定養殖業の許可の申請とみなす。

2 前項の規定は、同項に規定する公示に係る許可の申請（以下この項において「代替養殖場についての申

請」という。)のほか、当該従前の許可を受けていた養殖場が滅失したため、その者から、その代替養殖場についての申請に係る養殖場以外の養殖場(以下この項において「継続許可申請代替養殖場」という。

)について法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条第二号の規定による当該指定養殖業の許可の申請(その内容が従前の許可を受けた内容と同一であるものに限る。)があり、かつ、その継続許可申請代替養殖場につき当該指定養殖業の公示に係る許可の申請があった場合(その同号の規定による許可の申請に対し、これに係る当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日までに申請の却下を受けた場合を除く。)には、その代替養殖場についての申請については、適用しない。

(法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の規定による許可の申請中の場合)

第四条 指定養殖業についての公示に係る許可の申請に係る養殖場についてその者が法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条(第四号を除く。)の規定による当該指定養殖業の許可の申請(その内容が従前の許可を受けた内容と同一であるものに限る。)をし、これに対する許可又は申請の却下を受けていない場合には、当該公示に係る許可の申請は、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項及び第四項の規定の適用については、現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該

指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした当該指定養殖業の許可の申請とみなす。

(許可の申請後申請者が死亡し、解散し又は分割をした場合)

第五条 指定養殖業について公示に係る許可の申請をした者がその申請をした後に死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る養殖場を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき相続人を定めるときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該養殖場を承継した法人は、当該指定養殖業の公示に係る許可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により公示に係る許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(指定養殖業の許可に関する技術的読替え)

第六条 法第三十条の規定により漁業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六条の見出し及び同条第一項	許可又は起業の認可	許可
第五十六条第二項	許可又は認可	許可
第五十七条の見出し及び同条第一項	許可又は起業の認可	許可
第五十七条第一項第三号	船舶	養殖場
第五十八条第一項	許可又は起業の認可をする	許可をする
	第五十五条第一項及び第五十九条	第五十九条
	十九条	
	その許可又は起業の認可	その許可
	並びに許可又は起業の認可	及び許可
第五十八条第二項	許可又は起業の認可	許可
第五十八条第四項	許可をし又は起業の認可を	許可をしても

の部分	第五十八條の二第一項から第四項まで	許可又は起業の認可	しても
	第五十八條の二第六項第一号及び第二号	船舶 許可又は起業の認可	養殖場 許可
の部分	第五十八條の二第六項第二号	船舶 許可又は起業の認可	養殖場 許可
	第五十九條の見出し	許可等	許可
の部分	第五十九條各号列記以外	次の各号のいずれかに該当する場合	次の各号のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合
	第五十八條の二第六項第四号	許可又は起業の認可	許可

第六十一条			第五十九条第三号			第五十九条第二号			第五十九条第一号			許可又は起業の認可
	許可又は起業の認可	許可又は起業の認可	当該船舶	受けた船舶	許可又は起業の認可	他の船舶	受けた船舶	許可又は起業の認可	他の船舶	受けた船舶		
	受けた船舶	船舶の総トン数を増加し、	当該養殖場	受けた養殖場の全部又は一部	許可	他の養殖場	受けた養殖場の全部又は一部	許可	他の養殖場	受けた養殖場の全部又は一部		
		第五十九条第三号			第五十九条第二号			第五十九条第一号			許可又は起業の認可	
許可又は起業の認可	許可又は起業の認可	当該船舶	受けた船舶	許可又は起業の認可	他の船舶	受けた船舶	許可又は起業の認可	他の船舶	受けた船舶			
受けた船舶	船舶の総トン数を増加し、	当該養殖場	受けた養殖場の全部又は一部	許可	他の養殖場	受けた養殖場の全部又は一部	許可	他の養殖場	受けた養殖場の全部又は一部			
		第五十九条第三号			第五十九条第二号			第五十九条第一号			許可又は起業の認可	
許可又は起業の認可	許可又は起業の認可	当該船舶	受けた船舶	許可又は起業の認可	他の船舶	受けた船舶	許可又は起業の認可	他の船舶	受けた船舶			
受けた船舶	船舶の総トン数を増加し、	当該養殖場	受けた養殖場の全部又は一部	許可	他の養殖場	受けた養殖場の全部又は一部	許可	他の養殖場	受けた養殖場の全部又は一部			

第六十二条の三の見出し	許可等	許可
第六十二条の三、第六十三 条第一項及び第六十四 条	許可又は起業の認可	許可
第三百三十三条第一項 第六十三条第一項におい て読み替えて準用する水 産資源保護法（昭和二十 六年法律第三百十三号） 第十二条	漁業 漁船に乗り組んでいる者及 び当該漁船のために陸上作 業をしている者	指定養殖業の許可 養殖場で作業をしている者

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年六月一日から施行する。

(うなぎ養殖業の許可に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にうなぎ養殖業につき内水面漁業の振興に関する法律第二十八条第一項の規定による届出をした者は、平成二十七年十月三十一日までの間は、当該養殖業について同法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けたものとみなされる者に対しては、当該許可に係る許可証は、交付しないものとする。

第三条 前条第一項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けたものとみなされる者についての内水面漁業の振興に関する法律第三十条の規定において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項の規定の適用については、同項中「当該許可において定められた水産動植物の量」とあるのは、「当該申請をした者の内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定による届出に係るうなぎ養殖業の実態を勘案して農林水産省令で定める水産動植物の量」とする。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

本則に次の一号を加える。

四百四十二 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）